

教宣 せぶん

シーン 「糸」の喩え

主尋問・反対尋問が終わり、裁判官が吉田証人に質問した場面がありました。そのあまりにも的を射た質問に、この裁判官は、この訴訟の全体像や本日のやり取りを、「正確に把握している」「見切っている」と率直に感じました。その『シーン』を紹介します。

「17条2項に『支部が脱退する場合は……』とあり、尋問の中で証人は比喩的に『組合員と本部を結ぶ糸を支部が束ねている。支部が脱退を決議したという意味は支部が束ねていた糸を放す』ということだと主張されました。これは、『自由な意思のもと、全員一致で決めたものであれば良いけれども、多数決ではダメで、あくまでも全員一致でなければならない。そもそも17条とはそういう意味だ』というご主張ですよね」と裁判長は吉田証人に尋ねました。論点整理のための質問だったと思いますが、労組側代理人にも、本日のやり取りを噛み砕いて諭してあげたような感じでした。自分が不明だから尋ねたのではなく、労組側代理人に「原告の主張はこういうことなのだよ」と教えてあげるような感じでした。この雰囲気を感じ、「まずい」と感じたのか、労組側代理人である山口弁護士も「それでは17条1項のみで充分ではないか。2項が書かれている意味がない」と反撃しましたが、吉田委員長は「17条1項だけだと、一人ひとりが脱退届けを本部に持って来なければならなくなる。2項は、あくまでも便宜上の規定であると私たちは解釈している」と簡単に退けました。

この『シーン』はさておき、吉田委員長のこの「喩え」を、全損保の現役組合員に伝えたいと思いました。旧執行部と行動を共にした元全損保組合員にも伝えなければならないと思いました。全損保に加入しているということはどういうことなのか、非常にわかりやすい「喩え」だと思います。

この財産訴訟は、04年の5月12日に、支部大会で脱退が決議されたことに端を発するわけですが、その大会で当時の支部執行部は「反対の意見があっても、論議し、討議し、最後はみんなで決めた方針に従うのが組織というものではないのか」ともっともらしく言っていました。しかし、「本部と組合員の関係」についての全損保本部の規約解釈は、支部執行部からは一度も提起されませんでしたし、伝えられませんでした。直前に、日火・三井支部の脱退劇があり、重点的にこの規約解釈について話し合われていた、そのテーブルに着席していたにもかかわらずです。

そして、反対する代議員が席を立ち、会場を去った後、閉めの挨拶で「財産を分け合い、お互いに頑張ろうと握手しようと思ったが、大会を途中で退席するという無礼なふるまいを見て、財産を分けることをやめた」と当時の副委員長は発言しました。

しかし、この「喩え」に基づけば、無礼なふるまいをしたのはどっちだったのでしょうか。「大会で脱退が提起されることじたい、規約でできないことだ」と退席した代議員は主張していたのです。この「喩え」に基づいた規約解釈を正々堂々と発言し、脱退が強行されるから退席したにもかかわらず、見事に「悪役」に仕立てられてしまいました。

旧執行部が「悪役」だとは思いません。その裏で糸を引く本当の「悪役」がこの企業には存在します。しかし、この日の証人調べで、少なくとも大会で退席した人たちは無礼なふるまいをしたのではないことが明白になりました。無礼なふるまいでなかったことは、旧執行部の指導者が一番理解していたはずです。わかっていたにもかかわらず、その人たちを悪役に仕立てた行為は問われなければならないと思います。

またこの日の尋問を聞いていて、そして制度廃止に立ち向かっている私たちと労組のスタンスを比較して、あらためて組合財産は私たちがすべて継承しなければならなかったと実感しました。しかし私たちの財産訴訟の訴えは、04年5月12日当時の「頭割り」です。この要求がなんとささやかな、当たり前な要求だと感じて仕方ありません。もし旧指導者がこのささやかな要求にさえ首を縦に振れないとしたら、それはもはや自身の倫理観や正義感を誰かに譲り渡してしまったとしか思えません。